

令和6年度事業計画書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

第1 基本指針

1 活動方針

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が五類に移行したことから、国内の社会活動や経済活動が正常化しつつあるように体感できた1年ではありました。そのような情勢下においても、支援を受けようとしても受けられない、そして声を発しようとしても発することのできない被害者の方は多くおられます。

令和6年度は、神奈川被害者支援センターの法人格が一般社団法人から公益社団法人に移行する大きな節目を迎える事業年度であります。活動方針として「漏れの無い被害者支援を一層、拡充していく年」と位置付け、具体的には、潜在的な被害者の声に耳を傾けること、即ち今まで声を上げられなかったような人たちの声、また、これまで支援が届きにくかった外国人被害者の方々の声、そして若年層の相談電話（SNSによる相談受理）などを積極的にとりあげ、真摯に耳を傾け、できる限りの支援を展開していくこととあります。

特に、当センターで提供できるカウンセリングについて、一層の充実を目指し、カウンセリングのスタッフを拡充・充実させていき、県などから求められる犯罪被害者に特化した「カウンセリング専門家の登録制度」や「専門的人材の養成・研修プログラム、教養システム」などをしっかり定着させていきます。

また、当センターの基本事業である電話相談、直接的支援、自助グループ活動の充実に向けての体制整備と、県が所管する性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」との連携を強化していきます。加えて、県警察、神奈川県弁護士会、県産科婦人科医会、県臨床心理士会、市町村等の関係機関、団体等との連携強化を図るほか、当センターの知名度、認知度を上げる取組として、積極的な広報活動を通じて、犯罪被害者に対する支援活動の重要性、必要性を理解してもらうための活動を積極的に展開していきます。

現在、神奈川県内の33市町村がそれぞれの立場で被害者支援に取り組んでおり、当センターは、被害者支援に係わる民間支援団体の中核として、関係機関、団体と連携して共に考え、共に行動し、名実ともに実行する被害者支援団体を目指します。

2 重点目標

(1) 関係機関・団体等との幅広いネットワークの構築（継続・拡大）

神奈川県、県警察、横浜地方検察庁、神奈川県弁護士会犯罪被害者支援委員会、市町村、法テラス神奈川、神奈川県臨床心理士会、神奈川県被害者支援連絡協議会参加の各団体のほか、医療機関、DV、児童虐待、女性の性被害を支援する団体等との緊密な連携を強化し被害者支援ネットワークの拡大を図ります。とりわけ生活

、福祉部門を所管する市町村との連携強化のため、犯罪被害者等支援条例制定の働きかけを推進します。

(2) 犯罪被害相談員、直接支援員の拡充と資質、能力の向上（継続・拡大）

犯罪被害者等が、安心して支援を受けられるよう、犯罪被害相談員、直接支援員（以下、「支援員等」という。）の拡充と資質の向上に努めます。

(3) 性犯罪被害者の支援体制の充実（継続・拡大）

性被害者専用電話「ハートライン神奈川」の周知活動を推進し、羞恥心や恐怖心からどこにも相談できずに潜在化している被害相談を促進して支援に繋がるように努めます。また、県が平成29年8月1日から運用開始している「かならいん」と連携を強化するとともに、県、県警察の支援を受けて、協力産科婦人科病院・医院の更なる拡充と連携強化に努めます。

(4) 漏れのない支援の拡充（内容の充実・継続）

県内で発生した支援対象事件で、条例の適用範囲外の県外居住の被害者等に対する法律相談については被害者支援の立場から可能な限り実施（県内での相談1回）します。また、サポステの支援対象事件から抜け落ちた事件・事故についても、犯罪被害者等にしっかり寄り添えるきめ細かな支援をできるように支援の在り方を充実させていきます。

(5) 積極的な広報啓発活動の推進（継続・拡大）

犯罪被害者等がいざというときに信頼できる相談場所として、当センター並びにサポステの存在を周知し、知名度及び認知度の向上を図るための広報活動を強化します。また、被害者の被害回復には地域の理解と協力が必要であることの理解を得るため、県や県警察等の関係機関・団体の後援を得ながら、駅頭・繁華街でのキャンペーンを開催するほか、地域単位での広報活動や各種講演活動（ロータリークラブ、ライオンズクラブ等の卓話）を通じて理解促進活動を強化します。また、今後は、新たな広報媒体等を活用した広報啓発活動等についても、積極的に取り組んでいきます。

(6) 犯罪被害者等早期援助団体としての基盤整備（継続）

新たに公益社団法人として「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けた責任と使命を自覚し、更に個人情報保護を徹底するとともに、関係機関・団体と連携した積極的な支援活動や犯罪被害者等給付金申請補助業務を積極的に推進します。

(7) 財政基盤の確立（継続、拡大）

従来の資金の調達方法には限界が感じられることから、今後、新たな企業に対する働きかけを積極的に行い、資金調達を活発化させます。一例として、「周年記念企業」に対する寄付金の募集、を積極的に行います。

財政基盤を確立するための恒常的な財源を確保するため、会員の獲得、寄付金付自動販売機、募金箱の設置拡大、ホンデリングによる活動資金の確保を目指すほか、関係機関・団体が開催する会合への出席や講演時に、正会員・賛助会員の加入等を促し、多くの個人・団体からの寄付を得られるよう積極的活動を推進します。

(8) 組織体制の強化（継続）

神奈川被害者支援センターは、本年度から法人格を認定特定非営利活動法人（N P

〇法人) から公益社団法人へ移行させたことで、組織体制の強化を図ることとした。公益社団法人となることにより、信頼が担保された組織として県、県警察、関連団体、各市町村から認知されることにより組織強化につながり、これをもって財政支援に繋がるように努めます。

(9) 市町村への被害者支援条例制定に向けた働き掛け (継続)

未だ被害者支援条例を制定していない市町村に対する支援条例の制定に向けた働き掛けを行います。

第2 被害者等支援事業活動

1 電話相談事業

(1) 電話相談事業の充実 (継続・拡大)

神奈川県からの電話相談事業の委託を受け、総合相談窓口 (月曜日から土曜日の9時~17時) としての相談業務を行うほか、当センターが独自に運用している性犯罪被害相談専用電話 (「ハートライン神奈川」) について、潜在化している性犯罪被害者へ支援の利用を促すための広報活動を強化します。また、全国被害者支援ネットワークが、平成30年4月1日から開始した「ナビダイヤルによる電話相談」にも的確に対応できるよう、ボランティア支援員 (電話相談員) に対する研修等を充実させ、電話相談業務の的確な対応に努めます。また、昨年より運用を開始したSNSによる相談受理を本格化させる。全体的な相談件数の増加に務め、当センターの知名度、認知度の向上に努めます。

(2) 支援員等のスキルアップ (継続・拡大)

支援員等の電話による心のケアの能力と被害者等が求める問題に対する処理能力の向上を図るため、毎月1回、電話相談、付添支援、自助グループ、福祉、医療、法曹界、被害者支援などを巡る動向の把握や関係機関・団体の行う活動内容などを中心とした月例研修を行うほか、経験の浅い支援員を中心としたロールプレイによる相談受理能力の向上を図るなど、支援員全体のスキルアップを図るなど人材育成に努めます。

2 カウンセリング事業

(1) カウンセリングの充実 (継続・新規)

神奈川県及び被害者支援条例を制定した市町村からのカウンセリング事業の委託に的確に対応するため、神奈川県臨床心理士会並びに登録カウンセラーとの連携を強化します。また、犯罪被害者支援に特化 (精通) したカウンセラーの養成に向け、「専門的人材の養成・研修プログラム、教養システム」などをしっかり定着させていきます。将来的には全国的に屈指の専門性を有したカウンセリング体制を構築し、カウンセリング事業を当センターの大きな事業の柱としていきます。

そのために、警察署被害者支援ネットワーク会議等を通じ、カウンセリングのための施設 (会議室等) を県内各地に確保するなど環境整備に努めます。

また、神奈川県臨床心理士会との業務委託契約の見直しを行い、当センターが主体となって実施する研修等を充実させて専門性の高い犯罪被害者等の心情に精通したカウンセラーの確保、拡充に努めます。

(2) 関係機関との連携強化（継続）

医療機関、法曹界、神奈川県臨床心理士会等専門分野の組織等と日常的に密接な連携が取れるよう会議、研修会に出席するほか、直接訪問して相互協力を依頼する等ネットワークの強化に努めます。また、従来は関係が薄かった機関とも今後は、積極的に関係強化に努めていきます。

3 直接支援事業

(1) 直接支援事業への体制強化と活発な支援活動の推進（継続・拡大）

増加傾向にある付添支援に対応するため、直接支援要員の育成に努めるとともに、神奈川県、県警察、検察官、弁護士等と緊密な連携を図るとともに、当センター独自の事業として、被害者等が必要としていると認められる場合には、支援体制をより強固なものとして活発な直接的支援活動を推進します。

また、昨年、12月1日に施行された「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」において、被害者等からの要請がある場合には、被害者等に寄り添えるようにします。

(2) 信頼される支援活動の確立（継続）

支援活動は、事案の内容、被害者の現状等を分析して適切な支援計画を策定します。また、支援の過程で知り得た個人情報の管理については、厳に定められた手続きを履行させるとともに確認を厳しく実施し、犯罪被害者等早期援助団体としての矜持を忘れることなく、被害者に信頼される支援活動に徹します。

(3) 他機関、ボランティア組織との協力体制の確立（継続、拡大）

犯罪被害者が、真に必要とする支援を自ら選択できるようにするため、様々な支援方策を持つ関係機関、団体との緊密な連携体制を構築する必要があり、当センターが公安委員会指定の県内唯一の犯罪被害者等早期援助団体の強みを活かし、県内外の関係機関・団体や、県内の市町村の被害者支援窓口担当者との連携・協力体制づくりを進めます。

4 被害者自助グループの支援事業（継続）

犯罪被害者等の早期回復を支援するため、カウンセリング、直接的支援を行った犯罪被害者等の要望に応じ、自助グループへの参加を勧誘し、意思の確認を行なった後に長期的支援活動を推進するようにします。

なお、被害種別、被害状況あるいは被害者親族等の関係等に応じて参加できる自助グループが必要なことから、既に活動を行っている自助グループに働きかけを行うなど実績のある団体等が主催する自助グループとの緊密な連携を構築します。

5 人材の育成（継続）

全国被害者支援ネットワーク（以下「全国ネット」という。）や他府県の実施する自助グループ研修会、フォーラム、シンポジウム等への積極的参加、月例研修会の開催等により、職員、支援員を計画的に育成します。

なお、月例研修会には幅広い分野の講師を招聘して被害者の求めに応ずることのできる知識の涵養に努めるとともに、被害者が求める支援に応じた受け皿づくりのための人材を育成します。

6 犯罪被害者等給付金申請補助事業（継続）

県警察と協働して犯罪被害者等給付金の申請に関し、給付金制度の照会、回答や申請手続き等の支援を行います。

7 関係機関・団体等と連携した被害者支援事業

(1) 神奈川県、県警察及び市町村との緊密な連携（継続・拡大）

サポステにおいて協働して支援活動を展開する県、県警察はもとより、神奈川県弁護士会、横浜地方検察庁、神奈川県臨床心理士会等並びに横浜市をはじめとする県下各市区町村の被害者支援担当者と緊密に連携し、ワンストップによる充実した被害者支援活動を行います。

(2) 全国ネットとの緊密な連携の推進（継続）

全国ネットと緊密に連携し、各種情報の交換、他都道府県との連携活動の推進、情報の提供、研修会及び各種行事等への積極的参加等によって組織的かつ効果的な支援活動を行います。また、平成30年4月1日から全国ネットが開設した全国統一相談電話（ナビダイヤル）との連携した支援強化に努めます。

(3) 関係機関、団体等との緊密な連携の推進（継続）

犯罪被害者等が必要とする支援内容を自ら選択して早期回復に寄与できる体制を確立するため、神奈川県、県警察、市町村、横浜地方検察庁、神奈川県弁護士会、法テラス、神奈川県臨床心理士会等の関係機関、団体、神奈川県被害者支援連絡協議会参加の各団体のほか、医療機関や民間団体とのネットワークを構築して各種情報の交換や相互協力を行います。

(4) 法テラス、神奈川県弁護士会犯罪被害者支援委員会との緊密な連携（継続・新規）

法テラス及び神奈川県弁護士会犯罪被害者支援委員会との緊密な連携、協力関係を更に推進し、情報交換はもとより、相互に開催する会議への参加、被害相談の円滑な連絡、引き継ぎを行うための良好な関係の確立に努めます。

また、神奈川県弁護士会犯罪被害者支援委員会との緊密な連携の下に、電話相談の内容から早期の法律相談を必要としている犯罪被害者等に対する積極的な声かけや個人情報の提供に対する意思確認を行い、迅速な新たな被害者支援の枠組みの構築に努めます。

(5) 性犯罪被害者のためのワンストップ支援体制の強化（継続・拡充）

神奈川県、県警察、当センターの三者が全国に先駆けて三位一体となった、ワンストップ支援体制を構築しているが、平成30年8月1日から県が開設した「かならいん

」との連携支援に努めるほか、協力産科婦人科医院の拡大、連携等の支援体制の強化に努めます。

8 積極的な広報啓発活動の推進

(1) 街頭キャンペーン等の実施（継続、拡大）

犯罪被害者支援についての理解を深めるための啓発活動を行う「犯罪被害者週間」が、毎年11月25日から12月1日までと定められています。これに合わせて、この期間内の一日を活用し、県、県警察、神奈川県弁護士会、横浜地方検察庁、法テラス等と協力して新都市センターそごう前においてキャンペーンを実施し、県民の犯罪被害者への理解と、被害者支援活動の重要性と被害者支援への協力の確保、並びに当センターの周知を目的とした啓発活動を行います。令和5年度は、11月24日（金）に実施しました。

また、駅頭等の地域キャンペーンも、神奈川県、県警察等の協力を得て「犯罪被害者週間」に併せた計画を進めます。加えて、県下各警察署被害者支援ネットワーク等が行う地域広報活動にも積極的な支援を行います。

(2) 機関誌（ハートメッセージ）の充実（継続）

ア 内容の充実

当センターの知名度、認知度をアップさせる観点から、各種の広報媒体を通じた活動をより詳細に掲載することにより、更なる協力者、支援者の獲得を図ることとします。具体的には、当センターが推進しようとしている「漏れの無い支援」「潜在被害者に対するきめ細かな支援」をアピールして、当センターの活動に賛同して頂ける「埋もれている協力者等」の発掘に繋がるよう内容の刷新を図ります。

イ 配付方法等の見直し

年間（前期、後期）で約13000部を作成し、配付しているが今後はより広報効果が見込まれる配付方法、配付対象等の見直しを図ります。

(3) 愛称による相談電話の広報（継続）

相談電話並びに性犯罪被害相談電話の愛称「ハートライン神奈川」を積極的に広報して相談電話の活性化を図ります。

(4) センターの活動内容、所在地等の積極的広報（継続）

犯罪被害者等を理解、支援する組織である当センター並びにその所在地を広く県民に周知するとともに、県民に被害者支援の重要性・必要性を訴えるリーフレット、チラシ等を作成し、関係機関・団体等を通じて広く県民に配布します。

(5) ホームページ（インターネット）の積極的な活用（継続、拡大）

県内企業・団体等に団体賛助会員の入会や寄付金の依頼をする場合に、相手方企業・団体が当センターの概要等を確認するのはホームページであることから、その重要性を認識し、活動内容、組織の信頼度、好感度を向上させるとともに、わかりやすい内容、新しい情報の更新に努め、積極的な活用を図ります。

9 犯罪の実態等に関する調査及び研究事業（継続）

国の被害者支援施策のほか、全国ネットや他都道府県や市町村における被害者支援

活動の実態を調査し、これに研究、検討を加えて組織的かつ効果的な支援活動を行うなど、より活発な支援活動を展開するための支援内容、要領等の研究を行います。

10 ボランティア相談員の研修及び養成事業

(1) 実務に即した講座の実施（継続、拡大）

ボランティアや非常勤の支援員等を確保し、恒常的な支援を提供できる体制を確立するほか、被害者に寄り添う支援を提供できる直接支援員を養成するため、法廷や関係機関等の見学の他、被害者の話、相談電話受理要領、支援活動等の研修を積極的に推進します。

(2) 各級講座における認定制度の研究（継続）

各級講座への参加者の拡大と講座参加者の関心度と集中度を高めて、より効果ある養成講座とするため、講習時間を勘案しながら電話相談員、直接支援補助者、直接支援員、犯罪被害相談員の各資格を認定する制度の研究を行います。

(3) 研修会の定期的開催（継続）

相談員、職員のスキルアップを図るため、毎月定例の研修会を開催し、支援員等として必要な支援活動を巡る諸情勢や法令改正に伴う知識の涵養を行います。

特に、電話相談、直接支援等の支援活動での個々の事例について研究討議する個別事例検討を研修に組み込むほか、チームとしての支援を行うため関係機関・団体から講師を招聘して幅広い知識の習得に努めます。

(4) 各種研修会等への積極的参加（継続）

全国ネットが主催する直接支援研修をはじめ、全国フォーラム、シンポジウムや全国研修会、個別の支援業務等の各種研修会並びに関係機関・団体等が主催する各種研修会や公開講座に積極的に参加させ、支援員等のスキルアップを図るとともに、他都道府県被害者支援センター職員等との情報交換を行い、顔の見える関係の構築に努めます。

(5) 性犯罪被害者支援研修の開催（継続）

性犯罪被害相談の受理に際して、電話相談の受理、性犯罪被害者への付添、自助グループの運用等についての研修を活発化し、潜在する性犯罪被害者の支援に対応できる知識、技能の向上を図ります。

(6) ボランティア相談員等の確保（継続）

神奈川県からの委託事業「かながわコミュニティカレッジ・犯罪被害者支援ボランティア養成講座初中級」及び同上級講座の受講生に対し、当センターへのボランティアの相談員等として活動するための勧誘を行い、面接試験を経て適格者を採用して組織体制の拡充を図ります。

第3 一般事業

1 カウンセリング受託事業（継続・新規）

犯罪等によって心身に被害を受けた被害者等の負担軽減を図るため、神奈川県との間でカウンセリング受託契約を結び、神奈川県臨床心理士会と連携してカウンセリン

グを実施します。

2 被害者支援に関する啓発事業（継続）

神奈川県、県警察、市区町村等の関係機関、法曹界、地域、被害者支援関係団体等から被害者支援に関する講師派遣の要請があった場合は、当センターの役員、職員及びセンターの養成講座を終え、又はそれに相当する知識を持つ者を派遣し、被害者等の支援活動の重要性等について、講演します。

3 支援体制強化事業

(1) 犯罪被害相談員の育成（新規）

日本財団預保助成金の助成を受けて、犯罪被害相談員（非常勤職員）1名を育成します。（3年目）さらに、新規で3名の育成を行います。

(2) 各部会の活動の活発化（継続）

「相談支援部会」「広報啓発部会」「研修・調査・連携部会」活動を活発化させ、ボランティア相談員の参画意識を醸成し主体性を持った被害者支援活動を展開します。

(3) 多様な有資格ボランティア支援員等の確保（継続）

医療、法曹、行政等の有資格者や深い知識を持つ方で、当センターの事業に協力いただける方を電話相談員、直接支援員、スーパーバイザー、参与として委嘱するとともに、正会員として活動に参加して頂くよう依頼します。

第4 諸会議

1 定款規定の会議開催

- (1) 通常総会 令和6年6月8日（土）・・・予定
- (2) 臨時総会 必要に応じて
- (3) 理事会 原則として四半期ごと年4回

2 運営委員会、各部会の開催

- (1) 当センターの事業を総合的、計画的かつ効果的に推進するため、理事会の下部組織として設置した運営委員会を必要に応じて開催します。
- (2) その他、事業を円滑に推進するため、「相談支援部会」、「広報啓発部会」及び「研修・調査・連携部会」の3部会を積極的に開催します。

3 関係機関の会議等への出席

- (1) 行政等の関係機関や団体の各種会議に出席して意見を述べるとともに、当センターの事業についての理解を求めて相互支援体制の強化を図ります。
- (2) 各種ネットワークの会合に出席し、センターの活動状況を説明するとともに、協力、支援を要請します。

第5 情報管理

犯罪等の各種支援活動は、個人情報を知り得る立場にあることから、被害者等の平穏な生活の回復を行うための組織として犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けていることを強く認識し、支援活動を通じて知り得た犯罪被害者等の個人情報を初めとして、いかなる支援に係る情報も外部に漏れることのないよう情報管理を徹底し、犯罪被害者等が安心して相談できる環境を確立します。

第6 管 理

1 管理体制

理事長	1	名
副理事長	2	名
理 事	6	名
監 事	2	名
合 計	11	名

2 執行体制

所員（常勤） 所長（兼・専務理事）	1	名
所員（常勤） 副所長	1	名
所員（常勤2・非常勤5）	7	名
合計	9	名

3 分掌事務

所長（常勤） 事務統括	1	名
副所長（常勤） 事務統括補佐	1	名
総務課（常勤） 総務課課長補佐	1	名
（非常勤） 総務・経理担当	2	名
合計	5	名

事業課（常勤） 事業課長	空	席
（常勤） 事業課長補佐	1	名
（非常勤） 事業課員	3	名
合計	4	名